



## 近世後期伊丹郷町運営の研究

加藤, 明恵

---

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2020-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7059号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007059>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



## 論文内容の要旨

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)

近世後期伊丹郷町運営の研究

氏名：加藤明恵

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名 (主) 奥村 弘 教授  
(副) 河島 真 准教授  
(副) 田中 康二 教授

本研究の目的は、摂津国川辺郡伊丹郷町における近世後期、特に天保・弘化期から幕末期にかけての町運営の実態を、町の基幹産業である酒造業の維持という側面に焦点を当て明らかにすることである。具体的には、近世後期の社会変動の中で領主と町によって展開される金融活動を含み込んだ、伊丹郷町内で処理される実務に加え、伊丹郷町外に出張して広域に展開される実務の内実を解明する。伊丹郷町は、近世初期から酒造業により発展した人口約6千人～1万人規模の在郷町であり、寛文元(1661)年以降は伊丹郷町の大部分が近衛家領である。

畿内在郷町は周辺農村との社会的分業のみならず隔地間取引によっても商工業の発達を遂げ、近世初期より商品貨幣経済が高度に発展したことが明らかにされてきた。特に畿内在郷町の一つの類型として捉えられる、特産品生産により発展した在郷町では、この特徴は顕著に見て取ることができる。このような特産品生産や商品作物の加工・販売による経済的發展は、在郷町経済の維持と密接にかかわる町運営面での鍵になると考えられるが、在郷町運営と経済構造との関係が持つ特質は十分論じられていない。特に、在郷町経済を維持するために必要不可欠な金融活動と町運営との関連についてはいまだ明らかにされていない。

以上の問題を解いていくために、以下の五章を設けた。これら五章は、①在郷町における基幹産業をとりまく経済状況が在郷町運営に及ぼす影響への着目、②在郷町運営への領主支配による規定性への着目、という二つの視角から論じていく。

第一章「伊丹郷町の年貢と諸負担」では、近世中後期における年貢納入方法を検討する。年貢銀が郷町内で運用された後近衛へ上納されることを明らかにし、在郷町という貨幣経済が進展した町場であるために、年貢徴収・勘定過程に金融が入り込むという特質を論じる。

第二章「近世後期伊丹郷町御金方による金融活動」では、伊丹郷町の金銭関係の事務を専門に担当する町役人である御金方による金融活動を検討する。近衛家は19世紀以降郷町内の酒造家へ貸付を行ない利殖を得たが、伊丹郷町における貸付差配・管理は御金方が担った。この貸付金は当初は酒造家の操業資金としてはたらき、また近衛家も利殖を得ることができたが、次第に貸付金利子の近衛家への上納は酒造家にとって負担となり、酒造家の没落をまねくものの、結果として酒造家の新旧交代を生じさせ、伊丹郷町惣町としての信用を保つ役割を果たした。

第三章「近世後期在郷町における町運営の転換」では、天保後期以降の酒造家の没落という経済的変容と、領主近衛家を取りまく政治状況の変動の中で、郷町内での町政事務に加え、金融活動や幕府役人との人脈・交渉能力等多岐にわたる能力を持つ新興の町役人である伴善右衛門・善左衛門親子が近衛家から取り立てられたことが持つ意味を解明する。近世後期の社会変動の中で、従来にない職務を展開することができる町役人を町政組織の中に位置づけ直していくことが必要となり、町政組織および町運営

(注) 4,000字程度(日本語による)。必ずページを付けること。

の転換がなされていく。

第四章「近世後期伊丹郷における年貢酒政策の展開」では、伊丹郷町独自の酒造政策である「年貢酒」政策をとりあげる。酒造家による京都・江戸での酒販路確保のための出願や、それへの近衛家・幕府の対応といった制度面での変遷に加え、幕末期における政情変化により酒消費地としても京都の比重が高まったことで、伊丹郷の酒生産・流通が受けた影響を明らかにする。

第五章「幕末期伊丹郷町の治安維持と町運営」では、郷町内の豪商が水戸浪士から討ち取られる危険性がある状況下で、近衛家からの鉄砲下付により鉄砲隊が設立されたことを明らかにする。豪商への実害が生じた際の伊丹郷町の経済的停滞が危惧され、町役人らによるすみやかな浪士情報の収集と治安維持体制の構築が目指された。

以上の5章から近世後期伊丹郷町運営の特質は以下の二点である。

まず一点目は、町運営の基礎的な部分に金融が位置していることである。町運営と領主支配の双方の根幹にかかわる年貢収納において、年貢銀それ自体の運用や年貢銀からの貸付銀拋出が行なわれており、伊丹郷町住民全体が町による金融に巻き込まれていた。このような特徴的な年貢納入方法は、伊丹郷町が近世前期から貨幣経済の発達した在郷町であることにより可能になっている。以上のような金融面での特質は御金方を中心とする町政組織の差配により、近衛家下付金貸付が文化末期（1816年頃）以降大規模に展開し、郷町側と領主側双方の財政に構造的に組み込まれることになるという町運営上の変化を生じさせた。近衛家下付金は酒造家を中心とする伊丹郷町住民へ貸付がなされ、一時に多額の操業資金を必要とする酒造家にとって、近衛家下付金貸付は融通機能を一面では有したと考えられる。しかしながら、本質的には伊丹郷町への貸付は「貸殖」と位置づけられていた。

伊丹郷町では近衛家下付金貸付の差配を行なった町役人が昇進を果たしており、このことは伊丹郷町における基幹産業である酒造業を維持するために多額の資金投下が必要であるという経済構造に規定されている。近衛家下付金貸付が酒造家を始めとする伊丹郷町住民の相続と近衛家の家政運営にとって必要不可欠であるために、町政組織の転換の要因の一つとなった。

幕末期には、近衛家下付金の元利返済を大きく滞らせた酒造家たちが、引当とした酒蔵を手放した酒蔵を、御金方を媒介にして新たに酒造家を買得することで、町の酒造業の停滞をくい止めることにつながり、郷町全体の信用を維持する機能を持った。

二点目は、町役人が幕閣・幕府役人や大坂町人との人脈・情報網を持ち、領主から政治的な情報収集を要請されるという点である。町役人が家経営上行なった幕藩領主層への金融活動は、政治的情報入手のための回路として機能することにつながった。

伊丹郷町は非領国地域に所在するため、他領掛りの訴訟の世話など、日常的な町運営に際して大坂町

奉行所への出張が必要になった。そのため、個別家経営のための商業・金融ネットワークとは質の異なる、大坂町奉行所役人との町運営のために必要な人脈が形成された。伊丹郷町では町役人としての専門化がなされず、商工業経営を家業とすることで、商業・金融・町政のネットワークが相互に重なり合いながら町運営の中で利用されていった。

以上のような人的ネットワークを持つ町役人による町運営が行なわれていく中で、天保の上知令や、九条家領の加増という政治的問題に近衛家が対処するに際し、幕府役人・幕閣との人脈を有する伴善右衛門・善左衛門親子に情報収集を要請することになった。一方で伊丹郷町側にとっても、町で展開する金融や酒造政策が領主支配と密接に結びついていたことで、領主支配の転換に関係する情報収集は伊丹郷町を維持させるために重要な活動となった。

町役人が政治的な情報収集や酒造業の操業を左右する出願・交渉を行なう人脈や能力を有し、多様な情報のもとに町運営が行なわれているということは、地域における伊丹郷町の社会的信用を高める意味を持った。このことは近衛家にとっても、安定的な家領経営を実現しうる個別領主であることを意味し、領下に付与した信用が自家へと循環することを意味する。

伊丹郷町の町役人が担った金融の差配や広域にわたる町政実務は、近世後期の社会変動の中で伊丹郷町の基幹産業である酒造業を維持することを主目的として、あるいは酒造業の衰退に応じて行なわれてきた。加えて、近衛家による家領経営に関しても、酒造業への吸着が強いという特質を持つために、酒造業の維持を目指し、経済社会変動・政治的変動が地域社会と領主支配をゆるがしたとき、このような状況に対処するための情報収集を、町役人の金融・対領主ネットワークを駆使して行なおうとした。

本研究では、近世後期の伊丹郷町運営の特質として、①町運営の基礎に金融が位置しており、領主資金と町の資金から構成される貸付金を主軸とする金融構造を持つこと、およびこの金融構造を成り立たせる町役人の活動が必要とされたこと、②経済的・社会的変動に際して町役人が領主から政治的な情報収集を要請されるが、郷町側にとっても重要な活動であったこと、③この二つの活動を含む多様な町運営のあり方が、基幹産業である酒造業を維持するために働くだけでなく、伴親子のような酒造家でない新興の町役人が台頭する要因となり、惣町に信用を付与したことを明らかにした。

特産品生産が地域経済の維持のために重要な位置を占める地域では、領主権力による特産品生産・販売過程への利益吸着が強く表われ、その手段として金融活動が行なわれる。このような領主資金を主とする町が差配する金融と、身分的中间層による地域運営との接点において信用が生まれるという構造が、伊丹郷町においてみることができた。この際の信用は、十分な資産保有や産業の振興といった経済的側面だけが問題とされるのではなく、それと密接にかかわる近世後期の社会経済変動に対応できる能力を町が持っているか、といった政治的側面も問題とされるものである。

## 論文審査の結果の要旨

氏 名	加藤 明恵	
論文題目	近世後期伊丹郷町運営の研究	
要 旨		
<p>本論文は、摂津国川辺郡伊丹郷町における近世後期、特に天保期から幕末期にかけての郷町運営の実態を明らかにしようとするものである。その際、伊丹郷町の基幹産業である酒造業の維持と、領主である近衛家の郷町への関与のあり方を、総宿老一町庄屋一町年寄等からなる郷町機構が担う金融活動に視点をすえて分析したところに本論文の独創性がある。</p> <p>序章では研究史と課題を述べ、第1章では伊丹郷町の基本的構造を明らかにし、その上で第2章では郷町組織として設置された「御金方」の金融活動を近衛の領主支配と関連して分析、第3章では近世後期に現れる「惣宿老格」という新たな郷町の役職を、それを担った伴善右衛門に即して分析し、第4章では、郷町の主要産業である酒造業・領主・郷町の間を年貢酒から明らかにし、第5章では、幕末における治安維持のために設置された鉄砲組についてあつかった。終章では、全体をまとめ、町の自治能力は、経済活動における町の信用保持を含み込むという視点を提示し、そこから伊丹郷町の事例を近世都市研究の中に位置づけている。各章の具体的内容は以下のようである。</p> <p>第1章「近世中後期伊丹郷町における年貢・町入用徴収」では、近世中後期を中心に年貢納入方法の特質とその変遷を詳細に検討した。その中で、他の村方のように幕府や藩に年貢が短期間に収納されるのではなく、年貢銀が伊丹郷町内で運用された後、近衛家へ上納されることを明らかにし、年貢徴収・勘定過程そのものに金融が入り込むことをはじめて明らかにした。</p> <p>第2章「近世後期伊丹郷町御金方による金融活動」では、伊丹郷町の金銭関係の事務を専門に担当する町役人である御金方による金融活動を検討した。分析の結果、近衛家は郷町内の酒造業へ貸付を行い、利殖を得たが、伊丹郷町における貸付差配・管理そのものは、近衛家が担うのではなく、御金方が担っていたことを詳細な史料分析から明らかにした。さらに天保期以降には、伊丹郷町への近衛家貸付金が近衛家財政に構造的に組み込まれており、伊丹酒造家が借用停止を志向しても、実現できなかったことを明らかにした。</p> <p>第3章「近世後期在郷町における町運営の転換」では、天保期以降の相次ぐ酒造家の没落と近衛家を取り巻く政治状況の変動の中で、郷町内のそれまでの町政事務に加えて、金融活動や幕府役人との交渉能力などが重要となり、それを担った伴善右衛門、善左衛門親子が新たな町役人として台頭していく具体的な過程をはじめて明らかにした。また、このような能力を持つが故に、伴親子が近衛家から取り立てられていく状況についても具体的に論じた。</p>		
主査記載 氏名・印	奥村 弘	

第4章「近世後期伊丹郷における年貢酒政策の展開」では、伊丹郷町の独自の酒造政策である「年貢酒」政策をとりあげた。本章では、酒造家による京都・江戸での酒販路確保のための出願や、それへの近衛家・幕府の対応といった制度面の変遷を具体的に明らかにするとともに、幕末における政情変化による京都の酒消費地としての比重の増大の中で、本来他所からの買い付けが許されていなかった京都での伊丹年貢酒の販売状況を初めて明らかにした。

第5章「幕末期伊丹郷町の治安維持と町運営」。本章では、1864年に伊丹郷町に水戸浪士を名乗る集団が現れ、郷町内の豪商への脅迫が行われるという事態が発生した。これに対して、近衛家から鉄砲30丁が下付され、鉄砲組が総宿老の管理の下でおかれることとなった。伊丹郷町の場合、鉄砲組は郷町の治安維持のみを担っており、幕領や藩領の農兵隊のように軍事力として動員されることはなかった。

終章では、このような伊丹郷町に見られる自治機能中の金融機能の持つ歴史的な意味について、近世京都個別町においては信用保証機能がその自治において不可欠であったとの研究史に言及し、伊丹のような在郷町においては、そこに見られるような信用保証機能は、都市全体の信用保証機能としてあらわれているとの仮説を提示した。

以上、本論文は、それまでほとんど注目されてこなかった郷町の金融機能と領主権力の関係に注目することで、近世後期の伊丹郷町の自治組織の具体像とその変遷、新たな町役人層が台頭していく状況をはじめて実証的に明らかにしたこと、金融機能の重要性を在郷町運営において提示することで、近世都市権力論を深化させた点で、高く評価しうるものである。

本審査委員会は、以上の点から、全員一致で、論文提出者加藤明恵が博士(文学)の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

### 審査委員

区分	職名	氏 名	区分	職名	氏 名
主査	教授	奥村 弘	副査	准教授	河島 真
副査	教授	市沢 哲	副査	准教授	小山 啓子
副査	教授	東谷 智			